

GET ビジネス学習館
2013 行政書士講座

第3回 行政法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作権等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

2 行政行為の分類 1

1. 法律行為的行政行為と準法律行為的行政行為

(1) 法律行為的行政行為

行政庁の「許可を与えます」とか「与えません」と言った意思表示によって、意思表示通りの効果が発生する行政行為

(2) 準法律行為的行政行為

行政庁の判断や認識の表示に対して法的効果が発生する結果、行政行為とされるもの

(例) Aが行政庁に建築確認の申請をした→行政庁が建築確認処分をした→Aは工事を始められる
これは、行政庁はAに建築の許可をしたのではなく、建築基準法に合致していると「判断」しただけ。

しかし、この判断は「**確認処分**」という行政行為にあたり、法的効果が発生する。
すなわちAは工事を始められる

2. 命令的行為と形成的行為

(2) 形成的行為

形成的行為とは、国民が本来有していない特殊な権利・能力その他法的地位を与えたり奪ったりする行為

3. 10の分類と具体例

(2) 許可

③ その他

(最判 35. 3. 18) 取締法規違反(無許可営業)

食品衛生法は取締法規にすぎず、無許可者の取引も、売買契約の私法上有効である。

けんちゃんのその他の判例

(最判 S30. 9. 30) 統制法規違反の取引の効力

加工水産物規制は、無資格者による取引の効力を認めない趣意であり、この意味における強行法規である。よって、本件取引は、無効である。

(最判 52. 6. 20) 独占禁止法違反の効力

独占禁止法 19条に違反した契約の私法上の効力については、公序良俗違反等の場合は格別として、直ちに無効とはいえない。

(5) 認可

私人の法律行為を補充してその法律上の効果を完成させる行為

③ その他

(最 S35. 2. 9)

認可はその対象となっている法律行為に取消(無効)原因があるときには、たとえ認可が行われたとしても認可の対象となる法律行為を取消(無効)とすることができる。

〈図表で整理〉

【許可と特許の比較】

(最判 47. 5. 19) 先願主義

公衆浴場法に基づく許可の申請をめぐって競願関係が生じた場合に、いずれもが許可基準をみたすもので条件が同一の場合は、行政庁はその申請の前後によって先願者に許可を与えるべきあり、受け付ける行政庁に申請書が提出された時を基準として決する。

3 行政行為の分類 2

- 法律で「～の要件を満たしている場合は、許可を与えなければならない」と規定されていたら行政庁は必ず許可を与えなければならない（行政庁に裁量権がない） ←これを**羈束行為**と呼ぶ
- 法律で「～の要件を満たしている場合は、許可を与える事ができる」と規定されていたら行政庁は許可を与えても与えなくても良い（行政庁に裁量権がある） ←これを**裁量行為**と呼ぶ

1. 羈束行為

(1) 意義

羈束行為とは、法が行政行為の要件について、ほとんど完全に行政庁を拘束しているものを言う

↓

自由な活動を制限する。という意味

(2) 特徴

- ② 羈束行為は法律の規定により行政庁に他の行為を選択する余地が認められていないので、行政庁が他の行為を選択すれば、違法な行政行為となる。

↓

司法審査の対象となる

2. 裁量行為

(1) 意義

判断過程としての分類の仕方（要件裁量・効果裁量）と、司法審査との関連での分類の仕方（羈束裁量・自由裁量）がある。

【要件裁量の具体例】

- 外国人の残留期間の更新
出入国管理法上の「在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由」という要件に関する裁量だから、要件裁量。
- 生活保護の認定
生活保護法上の「健康で文化的な生活水準」という要件に関する裁量だから、要件裁量。
- 温泉の掘削の許可
温泉法は、土地掘削許可の基準として、「公益を害する虞があると認めるとき」という要件に関する裁量だから、要件裁量。

【効果裁量の具体例】

- 公務員の懲戒処分
懲戒処分の要件に当たるかどうか（要件裁量）だし、懲戒処分を発動するかどうか懲戒処分のうちどれを選ぶかといった効果裁量でもある。
- 国立大学学生の懲戒処分
- 電気事業の許可
許可を与えるかどうかという効果面の裁量だから、効果裁量。

(2) 羈束裁量行為

① 意義

行政による選択の余地（裁量）があるが、裁量内の行為であっても、適法・違法の問題が生ずるため、司法審査の及ぶ行為。何が法であるかの裁量であり、経験則等に基づく客観的な基準が定められている。

② 具体例

（最判 31. 4. 13） 農地賃借権の設定移転の許可

農地賃借権の設定移転は本来個人の自由であり、行政庁は法律の目的の必要限度においてのみ承認を拒むことができるのであって、農地調整法の趣旨に反して承認を与えないのは違法であり、かかる承認は農地委員会の自由な裁量に任せられてはいない。

（最判 S39. 6. 4） 運転免許取消処分取消請求

運転免許取消しの事由に該当するかどうかの判断は羈束裁量に属するが、公安委員会は各事案ごとに具体的事実関係に照らしてこれを判断し、この限度において公安委員会に裁量権が認められているに過ぎない。

（最判 28. 12. 23） 皇居外苑使用不許可処分取消等請求

皇居外苑の利用については、管理権者の自由裁量に属するものではなく、管理権の行使を誤り国民の利用を妨げるにおいて違法である。

④ 司法審査の可否

裁量を誤る行為は**違法行為**となる

比較して覚えてちょんまげ

(3) 自由裁量行為

① 意義

行政による選択の余地（裁量）があり、裁量内の行為には、当・不当の問題が生ずるのみで、司法審査が及ばず、裁量権の踰越や濫用についてのみ司法審査が及ぶ行為。何が公益に適するかの裁量であり行政庁の判断に委ねられる。

② 具体例

（最判 S29. 7. 30） 国立大学学生に対する処分

国立大学学生の懲戒処分は、学長の自由裁量行為になる。

（最判 42. 5. 24） 生活保護基準の認定に関して《朝日訴訟》

生活保護基準の認定判断は、厚生大臣の自由裁量行為になる。

（最判 S33. 7. 1） 温泉掘削許可に関して

温泉掘削の許可に関する判断は、専門技術的な判断を基礎とする行政庁の裁量により決定される

べき事項である。

(最判 S47. 10. 12) 汚物取扱業不許可処分

汚物取扱業の許可に関しては、市長村長の自由裁量による。

(最判 S52. 12. 20) 公務員に対する懲戒処分

- 公務員の懲戒処分に関しては、懲戒権者の裁量による。
- 公務員に対する懲戒処分の適否について、裁判所の審査はどこまで及ぶか？
(争点：裁判所の違法性の判断のしかたは？)

↓

裁判所が懲戒権者の裁量権としてなされた公務員に対する懲戒処分の適否を審査するに当たっては、裁判所が懲戒権者との同一の立場に立って、懲戒処分をすべきであったかどうか、又は、いかなる処分を選択すべきであったかについて判断し、その結果と実際になされた処分とを比較してその軽重を論じるのではなく、それが社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用したと認められる場合にのみ違法と判断すべきである。

④ 司法審査の可否

裁量を誤る行為は**不当行為**となる。

比較して覚えてちょんまげ

(a) 原則：行政庁が行った自由裁量行為は司法審査の対象とならない

↑この理由は、こおだ！！裁判所は違法性を判断することはできるが不当性を判断する事はできないから！

(b) 例外：自由裁量行為であっても裁量権の逸脱濫用があった時は司法審査の対象となる。

(a) 原則の判例

(最判 S53.10.4) 外国人の在留期間の更新に関して《マクリーン事件》

外国人の在留期間の更新事由の有無の判断は、法務大臣の自由裁量行為になる。

(最判 S44. 711)

旅券発給の判断は外務大臣の自由裁量行為になる

(b) 例外の判例

行政庁に裁量権が認められていても根拠法の目的を逸脱する事はできない。逸脱した時は違法行為となり取消訴訟の対象となる。←これを**目的拘束の法理** という

(最判 S53.5.26) 個室付浴場出店阻止事件 (不正な動機～他事考慮)

個室付浴場業の開業を阻止することを主たる目的としてされた知事の児童遊園設置認可処分は、たとえ児童遊園がその設置基準に適合している場合でも、行政権の著しい濫用によるものとして、国家賠償法1条1項の公権力の違法な行使にあたる。

(ソーランド開業を阻止する事を目的に児童遊園地の設置を認可したことは、公園法の目的を逸脱していて裁量権の濫用にあたる。)

(最判 H4.10.29) 原子炉設置許可《伊方原発訴訟》

原子炉設置の許可について、具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは、審査基準に適合とした判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、右判断に基づく原子炉設置許可は違法とすべきである。

4 行政行為の効力

2. 行政行為の効力発生時期

(最判 S50. 6. 27)

行政行為が効力を生ずる為には、相手方に対して告知する事が必要。

(最判 S29. 8. 24)

相手方の受領を要する行政行為が効力を生じるには、相手方が行政庁の意思表示を了知したときだけでなく、了知できる状態になった時にも生じる。

(行政庁が発した時ではない。ことに注意)

3. 行政行為の4つの効力

行政行為が相手方に到達すると次のような効力が発生する。

(1) 公定力

行政行為が違法であっても権限のある機関が取消すまでは有効として扱われる効力を言う。

- 行政庁による職権取消し
- 不服申し立てによる取消し
- 取消訴訟による取消し

- 処分庁自らも取消すことはできる。(職権取消し)
- 無効な行政行為(瑕疵が重大かつ明白な場合)には公定力はない。

(2) 不可争力(形式的確定力)

不服申立期間・出訴期間経過後は私人からは争えなくなる効力

(例) 行政不服審査法 14 条 (主観 60 日以内、客観 1 年以内)

行政事件訴訟法 14 条 (主観 6 カ月以内、客観 1 年以内)

- 国民の側からの争訟提起の期間制限なので、行政庁の側からする取消しは原則として期間の制限を受けない。

→ 職権取消しはいつでもできる。の意だよん。

- 不可争力の例外(申立期間の制限がないもの)
 - ・ 職権取消し
 - ・ 不作為に対する不服申し立て(行服法 50 条)
 - ・ 不作為の違法確認訴訟(行訴法 38 条参照)
 - ・ 無効な行政行為

(3) 不可変更力

行政庁が下した判断を自らの手で取消したり変更したり出来ない効力。

但し、通常の行政行為には発生せず、裁定行為だけに発生する。

- 不可変更力が認められる行政行為であるにもかかわらず、行政庁が自らこれを取消すと、この取消しは違法な行政行為となるが、公定力は生じる。(権限を有する行政機関によって取消されるまでは有効)

(最判 S30.12.26) 公定力と不可変更力

農地委員会が先にした裁決を自ら取消すことは、不可変更力違反といえるが、裁決自体は独立した行政行為であるので、その違法が重大かつ明白の場合を除いては当然に無効となるものではない。

(4) 自力執行力

裁判に訴えなくても行政庁自らの判断で、義務者に対して強制執行を成し得る効力。

- すべての行政行為に当然に認められる効力ではなく、自力執行が可能である旨の法令上の根拠がある場合に限り認められる。(例：課税における強制執行)
 - ↳ 根拠が無い時は裁判所による強制執行。
- 法令上の根拠がある為に自力執行力が認められる法律行為については、原則として、裁判所による強制執行はできない。